

<p>DV 被害者 に対する 対応</p>	<p>DV 被害者に対する対応については、統一マニュアル共通編「配偶者・親族による暴力(DV)被害者の秘密保持にかかる取扱い」による対応が必要となること。</p>
-------------------------------	---

<p>提出</p>	<p>提出者</p>	<p>請求者(本人又は代理人)</p>
	<p>提出先</p>	<p>初診日において、国民年金第 3 号被保険者である場合は請求者の住所地を管轄する年金事務所(送付の場合は事務センターでも可) それ以外の場合は、請求者の住所地の市区町村役場</p>
	<p>提出方法</p>	<p>窓口持参/送付/電子申請</p>
	<p>提出期限</p>	<p>すみやかに ※ 受給権発生から 5 年を経過した後に請求がされた場合は、受給権(基本権)は認められるものの、遡及して支払われる年金は 5 年分である。なお、時効特例法に該当する場合は、この限りでない。</p>
	<p>添付書類</p>	<p>必要</p>

第2章

年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

1. 受付

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

1 受付

1-1 受付処理

障害年金センターに送付された届書・進達票については、委託業者が以下の手順のとおり受付処理を行い、障害年金センター担当者(担当G)へ引き継ぐ。

(1) 受付件数の確認

進達票により受付件数の確認を行う。

(2) 受付印の押印

受付印(赤色)を押印する。

年金事務所・事務センターから送付された届書・進達票については、記載された内容に相違がないか確認の上、受付印を押印し、届書ごとに仕分ける。

(3) 年金給付受付システムへの登録

【年金給付】受付進捗管理システム(以下「年金給付受付システム」という。)に「進達受付」の登録を行う。

障害年金センター直送分については、年金給付受付システムに「受付」を登録する。

(4) ハードコピーの取得

窓口装置(WM)を使用し、内容審査に必要なハードコピーを取得する。
取得したハードコピーは、左上部をホチキスで綴じる。

既に届書にハードコピーが添付されている場合を除く。

(5) 添付書類の整理

届書に書類(診断書、戸籍、住民票等)が添付されている場合は、次の順序に並び替え、その後、ハードコピーを併せて届書に挟み込む。

書類の並び替え順序は次のとおりとする。

- ① 年金請求書(②以下を挟み込む)
- ② 診断書、受診状況等証明書、病歴・就労状況等申立書等
- ③ チェックシート
- ④ 添付書類(戸籍、住民票、所得証明書等)
- ⑤ 請求者に共済加入期間がある場合は、共済情報連携システム「年金加入期間照会」の2号厚年～4号厚年の該当画面
- ⑥ 振込口座通帳コピー(添付されている場合)
- ⑦ 請求者のハードコピー
- ⑧ 配偶者のハードコピー
- ⑨ 進達書類

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

1 受付

(6)届書の記載事項に関する確認

届書に記載された基本情報に関する項目について、点検及び記入等を行う。

確認項目は次のとおりとする。

- ① 氏名・生年月日(請求者、配偶者、子)の確認
- ② 住所の確認
- ③ 口座名義人カナ氏名の確認
- ④ 金融機関コード、本支店コード、支店名(フリガナ)、預貯金種別の確認・記入作業

(7)障害年金センター担当者への引継ぎ

受付処理が完了した届書については、障害年金センター担当者(担当G)へ引継ぎを行う。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

1 受付

1-2 引継ぎ書類の確認

(1)引継ぎ書類の確認

- 受付処理が完了した届書等について、書類の件数を確認の上、引継ぎを受ける。
- 進達票及び回付票は、日付ごとに編綴する。

<注意>

障害年金請求等に関する電子媒体(CD・DVD等)が提出された場合には、受付した年金事務所・事務センターで検疫PCを用いて検疫作業を行い、検疫済みのデータが、XXXXXXXXXXに格納される。

障害年金センター担当者(管理G)は、格納されたデータを担当Gに回付すること。

【参照】
電子媒体(CD、DVD等)の取扱いについては、
【給付指 2017-129】
※及び【給付指 2017-170】※を参照

1-3 受付控えの発送

- 障害年金センター直送分については「受付控え」を出力し、請求者へ送付する。

障害年金センターにおける各工程において、サービススタンダード実施要領(要領第25号)で定められた所要日数よりも年金の決定等にかかる処理が遅延する場合は、請求者に「遅延通知書」を送付すること。

第2章

年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

2. 審査

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

2-1 請求書の審査

(1) 年金請求書の記載内容等の確認

- 年金請求書の記載内容等の確認にあたり、記載事項の補正を行う場合は赤色のペンを使用し、訂正を行う場合は誤記を二線で抹消し、その上部に正しい事項を記載する。

(2) 年金請求書の障害関係の審査

- 障害給付の請求事由が、障害認定日による請求、事後重症による請求、初めて障害等級の1級又は2級に該当したことによる請求のいずれであるかは、年金請求書の㊦欄(1)により確認する。
- 障害年金の対象となる傷病は、年金請求書の㊦欄(3)の「傷病名」と診断書「①傷病名」に記載された「傷病名」が一致しているかを確認する。

(3) ハードコピーの確認

- 請求書に記載されている氏名、住所、配偶者情報等がハードコピーの被保険者記録と一致していることを確認する。

- ① 氏名の漢字、登録上の住所確認
- ② 配偶者氏名の漢字、年金受給状況の確認

(4) 被保険者記録の確認

- 年金請求書の職歴欄の記載と資格記録の確認を行う。
- 配偶者の資格記録との間に不整合がないか確認を行う。

- ① 内容審査の結果、記録補正が必要なものについては、被保険者記録補正依頼・回答票兼補正処理票を起票の上、管轄事務センターに補正依頼を行うこと。(年金事務所窓口受付分については、記録の整備が必要な場合は、①チェックシートの連絡欄に表示、②ハードコピーに明記、③被保険者記録補正依頼・回答票兼補正処理票の作成、のいずれかにより整備内容を明記することとしているため、上記3点の添付の有無を必ず確認すること。)
- ② 内容審査時に請求者のものと思われる手帳記号番号が判明した場合は、請求者本人の記録が確認すること。

(5) 項目点検チェックシートによる確認

- 項目点検チェックシート(障害基礎)により、点検項目の再確認を行う。

【参照】
項目点検チェックシート
については、【給付指
2015-116】参照。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

2 審査

(6) 年金請求書の返戻

- 提出された年金請求書に不備がある場合、また、審査の結果整備が必要となった場合は、原則として、障害年金センターから受付拠点(年金事務所・市区町村)を経由し請求者に年金請求書を返戻する。
- 年金事務所・事務センターの郵送受付分については、原則として、障害年金センターから請求者に年金請求書を返戻する。

(返戻については 4. 返戻 を参照)

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

【チェックシート】項目点検チェックシート(障害基礎)(1/2)

項目点検チェックシート (障害基礎)			
年 月 日		基礎年金番号	
チェック者(事務所等)		請求者氏名	
年 月 日			
チェック者(障害年金センター)			
【年金請求書(国民年金障害基礎年金)】			
項目内容	点検内容	事務所等	障害年金センター
①受取機関の確認 (振込事故の防止)	<input type="checkbox"/> 金融機関の証明印があるか。証明印がない場合は通帳の写しが添付され、写しと記載内容が一致しているか(預金種別も確認)。		
	<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行の場合、記号は左詰めで記入されているか。番号は右詰めに記入されており、最後の数字は「1」であるか。		
	<input type="checkbox"/> 請求者のカナ氏名と口座名義カナ氏名が完全に一致しているか。		
	<input type="checkbox"/> 金融機関名が合致する、正しい金融機関コード・支店コードが記載されているか。		
②加算額対象者(子)の確認(子の加算漏れ防止)	<input type="checkbox"/> 戸籍等より、子の加算額対象者はいないか。		
	<input type="checkbox"/> 加算額対象者の子がいる場合、子の障害の状態は「ある」又は「ない」の該当する一方に○が付されているか。(障害状態にある場合は、診断書が必要。)		
	<input type="checkbox"/> 子の加算を希望する場合、配偶者の児童扶養手当証書、児童扶養手当額調査又は障害年金の子の加算請求に係る申出書の添付があるか。(平成26年11月以前に加算対象期間がある場合)		
④配偶者記録の確認 (記録の漏れや不備の防止)	国民年金第3号被保険者期間がある場合、次の内容を確認する。 (不整合記録については、業務処理要領【マニュアル】国民年金(適用)Ⅲ-4等を参照すること。)		
	<input type="checkbox"/> 健康保険(保険者が健保協会の場合に限る)の被扶養者認定期間と合致しているか。		
⑤配偶者の公的年金の受給状況 (加給加算もれ・過払い防止)	<input type="checkbox"/> 配偶者の受給状況の欄に記載漏れがないか。 (未記入の場合は、配偶者情報等によって年金受給の有無を確認すること。)		
	受給権者である場合	<input type="checkbox"/> 配偶者の原簿記録の配偶者状態は正しく登録されているか。	
	<input type="checkbox"/> 配偶者の年金に、加給年金が支給されているか。 ・遡及裁定の場合で、請求者(老齢満了者)の受給権発生後に配偶者の退職共済年金(老齢満了者)、障害共済年金、老齢厚生年金(共済組合決定分、老齢満了者)が発生している場合、「加給年金額支給停止事由該当届(様式第230号)」が必要。		
④請求者記録の確認 (記録の漏れや不備の防止)	<input type="checkbox"/> 他の年金手帳番号の有無、他の基礎年金番号の有無など、記録不備の有無を確認しているか。(旧姓を含む。)(他の年金手帳番号があった場合、脱退手当金支給済でないか、確認すること。)		
	国民年金第3号被保険者期間がある場合、次の内容を確認する。 (不整合記録については、業務処理要領【マニュアル】国民年金(適用)Ⅲ-4等を参照すること。)		
	<input type="checkbox"/> 健康保険(保険者が健保協会の場合に限る)の被扶養者認定期間と合致しているか。		
	<input type="checkbox"/> 配偶者の第2号被保険者期間と合致しているか。(配偶者が65歳以上で老齢給付の受給権がある場合は、被用者年金制度の被保険者であっても第2号被保険者に該当しない)		
	<input type="checkbox"/> 既に他の傷病による障害給付の受給権者である場合、法定免除期間が合致しているか。 (昭和61年3月以前は、障害年金を事由として法定免除の対象とされるのは、旧国民年金法の障害年金受給権者であった期間のみ。)		
<input type="checkbox"/> 厚生年金第四種被保険者記録がある場合、その資格喪失日において240月(中高齢特例の場合は180月)を越えていないか。			

20150918

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

【チェックシート】項目点検チェックシート(障害基礎)(2/2)

⑤障害原因の確認 (求償防止、労災給付等 確認もれ防止)	<input type="checkbox"/> 障害原因が第三者行為による場合は、第三者行為事故状況届、確認書、交通事故証明書等が添付されているか		
⑥障害給付の請求事由 (請求種別誤り等の防止)	<input type="checkbox"/> (1)～(4)欄の記入漏れはないか		
	<input type="checkbox"/> 認定日による請求を1年以上遡及して行う場合、現在の症状のほかに、障害認定日時点の診断書の添付があるか		
	<input type="checkbox"/> 「初めて1級または2級」の場合、65歳到達前に初めて2級以上の障害に該当した診断書が添付されているか(請求は65歳到達後でも可。)		
	<input type="checkbox"/> 請求原因が「2. 事後重症による請求」の場合、理由は記入済みか		
	<input type="checkbox"/> 平成6年11月9日前に障害給付を受けたことがある場合、年金証書記号番号、年金コードが記入されているか(参考1)		
	<input type="checkbox"/> 初診日が昭和61年4月1日前、当時の保険料納付要件に該当しない場合、障害基礎年金の特例要件(参考2)を確認したか(初診日が「共済」の場合を含む。)		
	<input type="checkbox"/> 初診日が任意未加入期間である場合、特別障害給付金の請求を確認したか(参考3)		
	<input type="checkbox"/> 障害原因が業務上の傷病やケガに起因する場合は、同じ傷病について、労働者災害補償保険等の有無を確認しているか。 (労働者災害補償保険法による障害(補償)給付⇒労災給付の額にて調整、労働基準法による障害補償⇒年金を6年間停止)		
⑦生計維持証明 (生計維持申立漏れと確認 漏れの防止)	<input type="checkbox"/> 生計同一関係の申立の記入、署名(又は記名押印)等記載漏れがないか。		
	<input type="checkbox"/> 現に生計維持されている事実について、生計維持の認定に必要な書類は添付されているか(【給付情2011-40】参照) (※老齢給付、遺族給付とは生計維持の時期が異なるため、生計維持認定に必要な書類も異なるため)		
⑧裁定請求書受付年月日 (請求遅延の確認漏れ防止)	<input type="checkbox"/> 受付日が受給権発生日から5年を経過している場合、「年金裁定請求の遅延に関する申立書」の添付がされているか。 (受給権発生日が平成19年7月7日以降であり、かつ、記録の訂正等により時効を援用しないと判断された場合は添付不要。)		
	<input type="checkbox"/> 「時効の取扱いにかかるチェックシート」にて処理区分を確認しているか。		
⑨選択申出書の内容確認 (選択申出内容の誤り防止)	<input type="checkbox"/> 選択関係にある他年金があった場合、「項目点検チェックシート(年金受給選択申出書)」により確認しているか。		
連絡事項			

20150918

2-2 添付書類の審査

添付書類の審査を次により行い、不備がある場合には、他の資料と照らし合わせて整備が必要か確認のうえ返戻する。

(1) 病歴・就労状況等申立書の審査

病歴及び就労・日常生活状況について次の事項の確認を行う。

- ① 初診日が年金請求書④欄と一致しているか。
- ② 「発病したときの状態」、「発病から初診までの状態」欄の記載事項をよく読み、請求者申告の初診日より前に受診(初診)がないか。受診がある場合は、受診状況等証明書及び病歴の整備が必須なため返戻をする。
- ③ 発病から初診までの病歴の記載があるか。
- ④ 医療機関ごとの受診期間がわかるように記載されているか。
- ⑤ 受診していない期間について記載があるか。
- ⑥ 再発がないか。
- ⑦ 裏面「就労・日常生活状況」が記載されているか。

(2) 受診状況等証明書及び受診状況等証明書が添付できない申立書の審査

- 初診時(最初に受診した医療機関)の医師の証明が添付できない場合は、「受診状況等証明書が添付できない申立書」の添付があるか確認する。
- 「発病から初診までの経過」欄に受診状況等証明書を証明した医療機関より前に受診している記載がないか確認する。
- 記載根拠が複数ある場合は、それぞれに基づく記載内容の範囲が明確にわかるように記載されているか確認する。

2番目に受診した医療機関による最初の受診医療機関及び初診日が記入されている医師の証明書の添付があるか確認し、添付がない場合は、「受診状況等証明書が添付できない申立書」の添付があるか確認をする。この作業を一番古い医師の証明の確認ができるまで繰り返す。

(初診日の証明については、[\(参考\)初診日の証明を参照](#))

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

2 審査

(3) 障害年金の初診日に関する調査票の審査

- 先天性疾患による障害年金請求で、かつ、初めて治療目的で医療機関を受診した日の医証が確認できない場合は、参考資料として調査票(①先天性障害:眼用、②先天性障害:耳用、③先天性股関節疾患用)が整備されているかを確認する。
- 初めて治療目的で医療機関を受診した日の医証が得られない場合であって、請求者から健診で要治療と指示された日を初診日として請求があった場合は調査票(④糖尿病用、⑤腎臓・膀胱の病気用、⑥肝臓の病気用、⑦心臓の病気用、⑧肺の病気用)が整備されているかを確認する。

(4) 診断書の審査

① 共通事項

- 傷病名が年金請求書⑤欄の請求傷病(又は障害の原因となった傷病の前に相当因果関係があると認められる傷病)と一致しているかを確認する。このとき、明らかに別傷病である場合は、請求傷病を確認する。
- 対象傷病が2以上で、障害認定日が傷病別に異なる場合は、それぞれの障害認定日の状態を明らかにする診断書が添付されているか確認する。

② 請求事由別の確認

- 請求事由に応じ次の事項の確認を行う。

ア 障害認定日による請求の場合

障害認定日の現症を明らかにする診断書(障害認定日以後3月以内の現症のもの)が添付されているか。

請求日(年金事務所等の受付日)と障害認定日が1年以上離れているときは、裁定請求時の現症を明らかにする診断書(請求日以前3月以内の現症のもの)が添付されているか。

障害認定日が、初診日から1年6月以内に「初診日から起算して1年6月を経過する前に障害認定日として取り扱う事例(第1章 共通編「2-6 傷病が治った場合」参照)」に該当するときは、原則として、該当した日以後3月以内(その状態が安定した時期)の現症の診断書が必要となる。

なお、20歳前障害については、障害認定日前後3月以内の現症の診断書が必要となる(特別児童扶養手当の支給対象となっていた方は、年金の診断書を省略し、特別児童扶養手当の診断書(写)を提出することも可能である)。

また、「障害認定日において受給権が発生しない場合は、事後重症による請求とする」旨の請求意思があらかじめ確認できるときは、「障害給付 請求事由確認書」の提出が必要となる。

【参照】

診断書の基本的な留意事項は、共通資料2「診断書様式ごとの留意事項」を参照

【補足】

初診日から起算して1年6月を経過する前に障害認定日とする事例による審査のみを希望される場合、遡及する障害認定日による請求であっても請求日以前3月以内の現症の診断書のみで認定を可能としている。

ただし、合併症などの症状を加味して障害の程度を認定することを希望するときは、障害認定日時点の診断書が必要となる。

障害基礎年金の場合、離・切断、人工透析、喉頭全摘出のように障害認定日の時点で確実に2級の状態であるときは、請求日以前3月以内の現症の診断書1枚でも請求は可能である。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

2 審査

イ 事後重症による請求の場合

裁定請求時の現症を明らかにする診断書(請求日以前3月以内の現症のもの)が添付されているか。

また、事後重症請求とする理由の番号(1～3)のいずれかに○が付されているか。

なお、事後重症請求とする理由の番号が「3 その他」のときは、その理由が具体的に記入されているか(「制度を知らなかった」では適切な理由とならない)。

(記入例)

- ・ 前回、事後重症による請求で不支給となったため
- ・ 病院が廃業し診断書が添付できないため
- ・ カルテが廃棄されて診断書が作成できないため
- ・ 6改附4条に該当するため
- ・ 6改附6条に該当するため

※ 初診日から起算して1年6月を経過した日では障害等級に該当しなかった方が、人工透析を開始したことにより初診日から起算して1年6月を経過した日以後に障害等級に該当する場合(事後重症による請求)は、請求日以前3月以内の現症の診断書を添付する。

事後重症による請求の場合は、人工透析開始後3月経過せずとも、障害等級に該当すれば請求することができる。

ウ はじめて2級による請求の場合

基準傷病と他の傷病を併合して初めて障害等級の1級又は2級に該当する程度の障害の状態になったとき(以下「はじめて2級該当」という。)の現症を明らかにするそれぞれの診断書(原則、請求日以前3月以内の現症のもの(※))が添付されているか。

基準傷病、他の傷病の診断書が同一のもので、それぞれの障害の状態が分かるときは、1枚の診断書でも差し支えないが、「傷病名」「発病」「初診日」欄は、それぞれの傷病について記入されているか。

また、基準傷病は初診日を比較して請求日に最も近い傷病となっていること、基準傷病の障害認定日が65歳に達する日の前日以前であることを確認する。

※ 診断書の現症日が請求日以前3月を超えて遡る場合であっても誤りではない。ただし、請求事由が「事後重症による請求」に変更となるときは、請求日以前3月以内の現症の診断書を添付する必要がある。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

2 審査

※ はじめて2級による請求は、65歳に達する日の前日までに障害等級の1級又は2級に至ったことが確認できる診断書の添付が可能であれば、65歳以降でも請求が可能である。

受給権発生日は、基準傷病の障害認定日以降65歳に達する日の前日までで障害等級に該当した日となる。受給権発生日より請求日が1年以上経過するときは、受給権発生日時点の診断書に加え請求日以前3月以内の現症の診断書が必要となる。

基準傷病以外の傷病は、初診日における加入制度や納付要件を問わない。

基準傷病以外の傷病が、過去に2級以上に該当したことがあるときは、はじめて2級による請求はできない。

③ その他

上記に加え、次の事項の確認を行う。

ア 診断書に、病院又は診療所の名称、所在地、医師氏名が記載されているか。

なお、精神の障害用診断書については、原則、精神保健指定医又は精神科を標榜する医師が記載しているかを確認する。ただし、てんかん、知的障害、発達障害、認知症、高次脳機能障害など診療科が多岐に分かれている疾患については、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科などを専門とする医師が主治医となっている場合、これらの科の医師であっても精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば記載が可能となっていることに留意する。

イ 診断書「②傷病の発生日」欄、「③初めて医師の診断を受けた日」欄、「④傷病の原因または誘因」欄に、「病歴・就労状況等申立書」の発病、初診欄より前の日付が記載されている場合は、「病歴・就労状況等申立書」をその時点から作成してもらう必要があるため返戻する。

ウ 「受診状況等証明書」の添付がない場合は、診断書が「受診状況等証明書」を兼ねているか。

エ 診断書「⑤既存障害」欄、「⑥既往症」欄に相当因果関係がありそうな傷病がある場合は、それぞれの病歴(必要に応じて受診状況等証明書)が添付されているか。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

2 審査

(5) 第三者行為事故状況届の審査

障害の原因が第三者行為の場合、第三者行為事故状況届及び確認書が添付されているかを確認する。

- ① 第三者行為事故状況届
- ② 確認書

確認書は「先に年金を受領するが、損害賠償金を受領した場合はその額により年金額停止されることを承知している」という覚書きの意味を持つため、年金との調整が発生しないと思われる場合でも必要となる。

- ③ 交通事故証明又は事故が確認できる書類

事故証明が取れない場合、事故内容、事故日のわかる新聞のコピー等が必要となる。

(6) 項目点検チェックシートによる確認

項目点検チェックシート(障害基礎・障害厚生)【障害年金センター用】により、点検項目の確認を行う。

2-3 障害年金審査支援ツールへの登録

障害年金審査支援ツールへ年金給付受付システムの受付データを取り込み、請求者の基本情報(制度、請求区分、診断書種別等)の入力を行う。

【参照】
障害年金審査支援ツールの
操作マニュアルについて
は、【給付指2016-67】別
添1参照

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

【項目点検チェックシート(障害基礎・障害厚生)【障害年金センター用】】(2/2)

項 目	主 な 審 査 項 目	チェッ ク 項	備 考	
調 査 票	先天性疾患(眼、耳、股関節疾患)の場合、調査票が添付されているか。		初診日が確認できる資料が添付されている場合は、調査票の添付は不要となる。 障害年金審査業務マニュアルを参照 障害基礎年金⇒P41 障害厚生年金⇒P136	
	初めて治療目的で医療機関を受診した日の医師が得られない場合であって、請求者から健診で要治療と指示された日を初診日として請求するとき、調査票が添付されているか。			
診 断 書 ・ 共 通 事 項	様式の種類等	診断書の様式が、年金請求書に記載の傷病名、障害が現れている部位・状態からみて合致しているか。 年金請求書に記載の傷病名が2つ以上で、障害認定日が傷病別に異なる場合、それぞれの障害認定日の状態を明らかにする診断書が添付されているか。	請求事由が「2事後重症による請求」である場合を除く。	
	①～⑨欄	診断書に記入されている氏名、生年月日、性別及び住所が年金請求書に記入されている氏名等と一致しているか。		
		①～⑨欄に記入漏れがないか。		
		②③欄について、「診療録で確認」又は「本人の申立て」のいずれかに○が付されているか。		
		②③欄が「本人の申立て」に○が付されている場合、()内にその申立て年月日が記入されているか。		
		②③欄の記載と、年金請求書及び病歴・就労状況等申立書に記入されている発病日及び初診日が一致しているか。		
		②③④欄が年金請求書に記載されている傷病の発生した日より前の日付になっていないか。		
	⑩欄に前医受診の記載がないか。		前医受診の記載がある場合、前医の受診が必要。	
	障害の状態(現症日)	記入漏れがないか。 記入された現症日は年金請求書に記載の請求事由に照らして妥当なものか。		障害年金審査業務マニュアルを参照 障害基礎年金⇒P41～43 障害厚生年金⇒P136～138
	現症時の日常生活活動能力及び労働能力	現症時において日常生活がどのような状況であるのか、また、どの程度の労働ができるのか等の記入がされているか。		
予後	記入漏れがないか。		診断時点において断定できない場合であっても「不詳」等の記入がされているか。	
診断書作成医師	作成年月日、病院又は診療所の名称及び所在地、診療担当科名、医師の氏名及び押印に漏れがないか。			
そ の 他	保険料納付要件	納付要件はあるか	初診日が65歳到達日以降にある場合は、65歳到達前の期間で3分の2要件があるか。	
	年金請求書	請求日が65歳到達日以降である場合又は老齢基礎年金を繰上げ請求している場合は、請求事由が「1障害認定日による請求」が選択されているか。	年金請求書記載箇所 障害基礎年金⇒⑨(1)欄 障害厚生年金⇒⑩(1)欄	
		障害厚生年金のみ	初診日が65歳到達日以降である場合は、入力帳票欄が「厚生」欄のみ記入されているか。	老齢基礎年金の受給権がない場合を除く。
<連絡事項等>				

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

2 審査

(参考) 初診日の証明

障害認定日による請求で障害認定日が遡及する場合や、事後重症による請求で初診日がかなり遡った傷病による年金請求では、終診(転医・中止)から5年を経過していると、当時の診療録が廃棄されていること等により、初診時の医療機関における診療録に基づく初診等を証明する医師の証明が得られないことがある。

しかしながら、一方では、患者に的確な診療を行うために診療録の保存期限の5年を経過していても「サマリー」として既往歴を保存している医療機関もあるので、初診時の医療機関と診断書を作成した医療機関が異なる場合は、まず「受診状況等証明書」を求める。

初診時(最初に受診した医療機関)の医師の証明が添付できない場合は、「受診状況等証明書が添付できない申立書」を提出してもらい、2番目に受診した医療機関による最初の受診医療機関及び発病・初診日が記入されている医師の証明書が提出できるか確認し、添付できない場合は、「受診状況等証明書が添付できない申立書」を提出してもらう。この作業を一番古い医師の証明が添付できるまで繰り返すこととなる。

初診時の医療機関において受診状況等証明書がとれない場合は、次ページの「初診日の確認フロー」を参考に書類を整備する。

本人の申立てより前に発病・初診日が遡る記述が受診状況等証明書に記入されている場合は、病歴・就労状況等申立書の見直し(追記)が必要となる。

2番目以降に受診した医療機関による最初の受診医療機関及び初診日が記入されている医師の証明などの資料は、次の取扱いとなる。

(ア)請求の5年以上前に医療機関が作成した資料(診療録等)に本人申立ての初診日が記載されており、それを基に作成された資料の場合は、その資料単独で初診日を認めることができる。

例)2番目の医療機関の受診状況等証明書に、7年前の診療録を基にして最初の受診医療機関及び初診日が記入されている

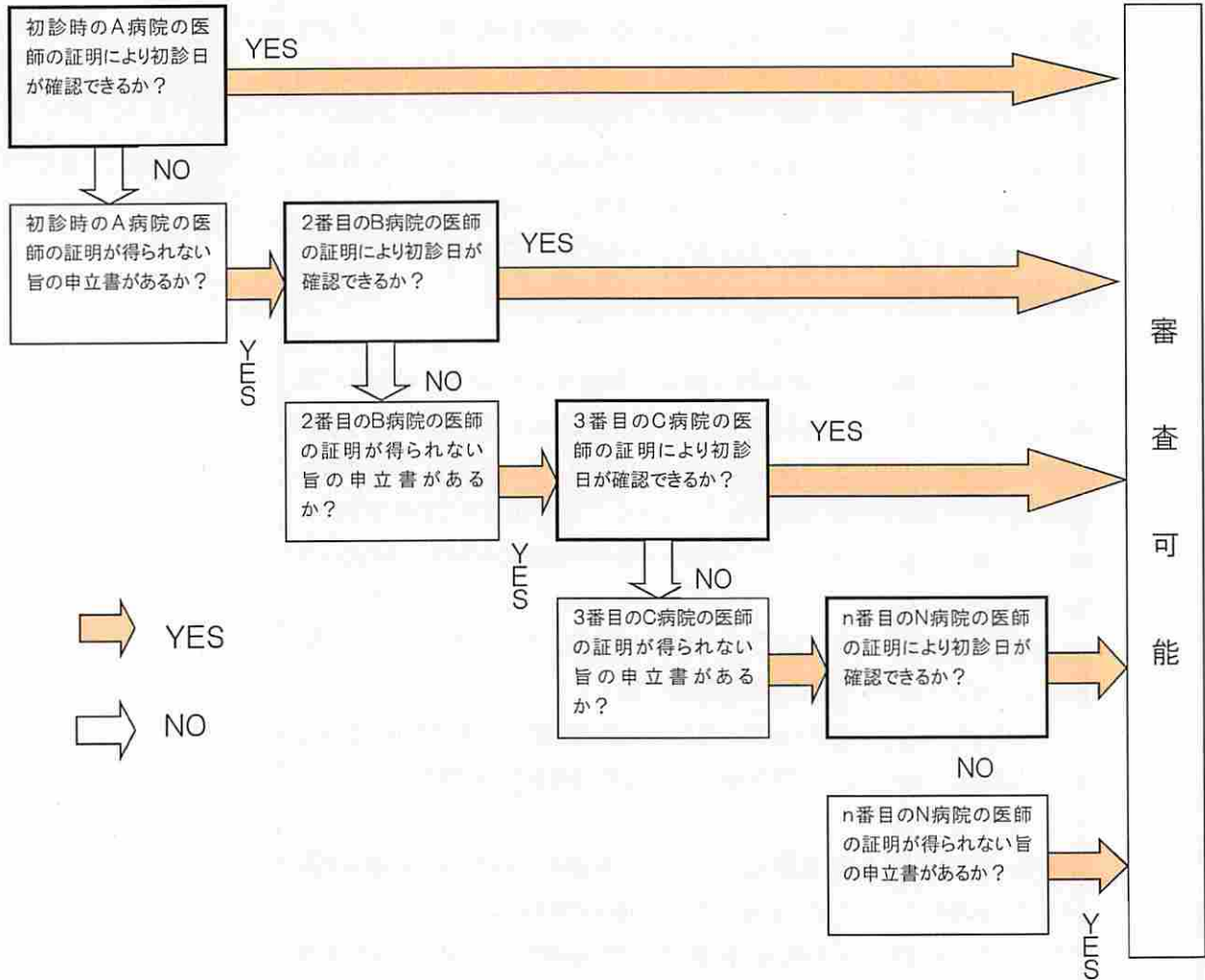
(イ)医療機関による資料の作成が、請求の5年以上前ではないが相当程度前である場合については、他の参考資料があわせて提出されたときは、初診日を認めても差し支えないとしている。ただし、他の参考資料としては、お薬手帳、領収書、診察券などを根拠とし、本人申立てに基づく第三者証明は含まれないことに留意すること。

【参照】

初診日の取扱いについては【給付指 2015-120】「初診日を明らかにすることができる書類を添えることができない場合の取扱い(指示・依頼)」を参照

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

初診日の確認フロー



➡ YES
➡ NO

- ・ 診断書を作成した医療機関より以前に請求傷病にかかる受診医療機関がある場合や年金請求日から起算して5年以内に終診がある場合は、必ず医師の証明を確認すること。
- ・ 初診時の医師の証明が添付できない場合は、可能な限り受診状況などが確認できる参考資料を添付されていないかを確認すること。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

2 審査

初診日を確認するうえで、次のものを参考資料として取り扱うこととしているので、初診時の医師の証明が添付できない場合は、次の書類の(写)を「受診状況等証明書が添付できない申立書」と併せて添付されているかを確認する。

- (1) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
→ 手帳では、交付日、障害等級、等級変更の履歴、傷病名(身体障害者手帳のみ)等が確認できる。更新前の手帳も参考になる。
- (2) 身体障害者手帳等の申請時の診断書
- (3) 生命保険、損害保険、労災保険の給付申請時の診断書
→ 診断書(写)では、傷病の発生日、傷病の原因、傷病の経過等を確認することができる。本人が保管していない場合、診断書を提出した市区町村の窓口、福祉事務所、保険会社等に提出した当時の診断書が保管されている場合がある。
- (4) 交通事故証明書
→ 交通事故が原因である場合、交通事故証明書で事故発生日が確認できるので初診日を特定する資料となる。ただし、警察に届け出していない事故については、交通事故証明は交付できない。
- (5) 労災の事故証明書
→ 事故発生日、療養開始日等が確認できるので初診日を特定する資料となる。ただし、労災の給付を申請していない事故については、労災の事故証明書はない。
- (6) 事業所の健康診断の記録
→ 事業所は、労働安全衛生法の規定により、健康診断の結果を5年間保管する義務があるので、本人が健康診断の結果を保管していない場合であっても、事業所に保管されている場合がある。

健康診断を受けた日(健診日)は原則、初診日として取り扱わないが、初診時の医師の証明が添付できない場合であって、医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果である場合については、請求者から健診日を初診日とするよう申立てがあれば、健診日を初診日として取り扱うことができる。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

(7) インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー

→ 傷病の発生からの治療の経過や症状の経過等が確認できるので、初診日を特定する資料となる。

※「サマリー」とは、入院・外来通院患者の診療経過・治療経過を診療開始より現在まで時系列に集約し、現疾患の病状把握のために作成されるカルテの要約のこと。

(8) 健康保険の給付記録(健康保険組合や健康保険協会等)

→ 初診日にかかる健康保険の給付記録が健康保険組合や健康保険協会に保管されている場合がある。

(9) 次の受診医療機関への紹介状

→ 2番目以降の医療機関にて、前医について確認可能な場合があり、前医からの紹介で受診した場合は、その紹介状の写しを確認する。また、受診状況等証明書に前医の医療機関名、受診期間、診療内容が記入されている場合がある。

(10) 電子カルテ等の記録(氏名、日付、傷病名、診療科等が確認されたもの)

→ 患者の受診記録を電子カルテ等に保存している医療機関がある。電子カルテ等を印字したものが添付されている場合は、初診日、診療科、傷病名を確認する。

(11) お薬手帳、糖尿病手帳、領収書、診察券(可能な限り診察日や診療科が分かるもの)

→ お薬手帳では、処方箋を発行した医療機関等が確認できる。糖尿病手帳では、手帳を発行した医療機関と血糖値などの検査数値が確認できる。領収書では、受診日、診療科等が確認できる。診察券では、発行日(受診日)診療科等が確認できる。

(12) 被保険者記録原票

→ 健康保険給付記録がオンライン管理となる前の記録については、被保険者記録原票より確認できる場合がある。画面印字により、初診日の頃の給付記録があり傷病名や支給日、給付期間を確認する。

(13) 第三者証明(20歳前の障害基礎年金)

→ 複数の第三者(民生委員、病院長、施設長、事業主、隣人等であって、請求者の民法上の三親等内の親族は含まない。)証明により確認される場合は、その証明により確認して差し支えないとしている。

ただし、第三者証明を行う者が、請求者の初診日頃又は20歳前の時期の

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

2 審査

受診状況を、

- ① 直接的に見て認識していた
 - ② 請求者や請求者の家族等から、請求者の初診日頃又は20歳前の時期に聞いていた
 - ③ 請求者や請求者の家族等から、請求時から概ね5年以上前に聞いていた
(概ね5年以内であっても、他の様々な資料から本人申立ての初診日が正しいと合理的に推定できる場合には、第三者証明として認めることができる。)
- のいずれかに該当する場合に、その受診状況を申し立てるものであることが必要である。

請求者が複数の第三者証明を取得することが困難である場合には、単数の第三者証明であっても、相当程度信憑性が高いと認められるものであれば、第三者証明として認めることができる。

第三者証明により初診日を確認する場合には、可能な範囲で、本人申立ての初診日について参考となる資料の添付を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断等により第三者証明の信憑性を確認する。

(14) 第三者証明(20歳前の障害基礎年金以外)

→ 診察券や入院記録などの初診日について客観性が認められる他の参考資料があわせて提出された場合に、複数の第三者(民生委員、病院長、施設長、事業主、隣人等であって、請求者の民法上の三親等内の親族は含まない。)証明を、初診日を合理的に推定するための参考資料とし、初診日を認めても差し支えないとしている。

ただし、第三者証明を行う者が、請求者の初診日頃の受診状況を、

- ① 直接的に見て認識していた
 - ② 請求者や請求者の家族等から、請求者の初診日頃に聞いていた
 - ③ 請求者や請求者の家族等から、請求時から概ね5年以上前に聞いていた
(概ね5年以内であっても、他の様々な資料から本人申立ての初診日が正しいと合理的に推定できる場合には、第三者証明として認めることができる。)
- のいずれかに該当する場合に、その受診状況を申し立てるものであることが必要である。

請求者が複数の第三者証明を取得することが困難である場合には、単数の第三者証明であっても、相当程度信憑性が高いと認められるものであれば、第三者証明として認めることができる。

なお、初診日頃に請求者が受診した医療機関の担当医師、看護師その他の医療従事者(初診日頃の受診状況を直接把握している者に限る)による第三者証明により確実視される場合は、医師の証明と同等の資料として、他に参考資料がなくとも、その証明のみで確認して差し支えないとしている。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

2 審査

第三者証明により初診日を確認する場合には、可能な範囲で、本人申立ての初診日について参考となる資料の添付を幅広く求め、それらの資料との整合性や医学的判断等により第三者証明の信憑性を確認する。

(15) その他

→ 例えば、交通事故による請求で事故証明が取得できない場合は、事故のことが掲載されている新聞記事などが参考となる場合がある。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

- 初診時の医師の証明が添付できない場合の取扱い
 次の資料等は、初診時の医師の証明及び他の参考資料を添付できない場合であっても、単数又は複数の資料のみで初診日を認めることができる。

区分	資料の内容	備考
右の資料は単数で初診日を認めることができる	前記(ア)の医師の証明	詳細は P47参照
	20歳前の受診が確認できる医師の証明【20歳前の障害基礎年金】	後記の一定の期間要件で認めることができる
	第三者証明 初診日頃に請求者が受診した医療機関の医療従事者によるもの	初診日頃の受診状況を直接把握している者に限る
右の資料は複数で初診日を認めることができる	第三者証明【20歳前の障害基礎年金】	原則として複数の第三者証明が必要であるが、相当程度信憑性が高いものであれば、単数でも認めることができる

上記以外は、複数の参考資料から合理的に初診日を特定できるか確認することになる。

ただし、本人の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料及び第三者証明は、客観性が認められる他の参考資料(本人申立て以外の記録を根拠として初診日を推定することが可能となるもの)とあわせて初診日を認めることができる。

本人の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料・第三者証明(右の資料とあわせて初診日を認めることができる)	客観性が認められる参考資料の例(医療機関が作成した参考資料であっても、本人の申立てによる初診日等を記載した資料は不相当)
・前記(イ)の医師の証明(P47参照)	・身体障害者手帳等の申請時の診断書
・第三者証明【20歳前の障害基礎年金以外】 ※原則として複数の第三者証明が必要であるが、相当程度信憑性が高いものであれば、単数でも第三者証明として認めることができる	・生命保険、損害保険、労災保険の給付申請時の診断書 ・交通事故証明書 ・労災の事故証明書 ・インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー ・健康保険の給付記録 ・次の受診医療機関への紹介状 ・電子カルテ等の記録 ・お薬手帳、糖尿病手帳、領収書、診察券 ・被保険者記録原票

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

○ 参考資料によって初診日が特定できない場合の取扱い

さらに、前記の「初診時の医師の証明が添付できない場合の取扱い」によって初診日が特定できない場合であっても、2番目以降の受診医療機関の医師の証明や参考資料などの提出された様々な資料や、傷病の性質に関する医学的判断等を総合的に勘案して、本人申立ての初診日が正しいと合理的に推定できる場合は、本人申立ての初診日を認めることができる。

初診日が被保険者期間内であると判断できない場合又は、被保険者期間中であることが確認できても初診日を特定できない場合は、初診日があると判断できる一定の期間内の全てで初診日にかかる支給要件を継続的に満たしているか確認を行う。

○ 初診日が特定できない場合の取扱い(一定の期間要件の確認)

初診日を具体的に特定できなくても、参考資料により一定の期間内に初診日があると確認された場合であって、次の(1)又は(2)に該当するときは、一定の条件の下、本人申立ての初診日を認めることができる。

一定の期間を確認する際には、必要に応じて一定の期間を特定するための参考資料を確認する。

(一定の期間の始期に関する参考資料の例)

- ・請求傷病に関する異常所見がなく発病していないことが確認できる診断書等の資料
 - * 就職時に事業主に提出した診断書
 - * 人間ドックの結果
- ・請求傷病の起因及び当該起因の発生時期が明らかとなる資料
 - * 交通事故が起因となった傷病であることを明らかにする医学的資料及び交通事故の時期を証明する資料
 - * 職場の人間関係が起因となった精神疾患であることを明らかにする医学的資料及び就職の時期を証明する資料
- ・医学的知見に基づいて一定の時期以前には請求傷病が発病していないことを推認できる、診断書作成医への発病時期に関する医師照会などの資料
- ・請求傷病に関する症状がないことが確認できる第三者証明
 - * 職場の上司や産業医等、就労状況等を把握していた者による第三者証明

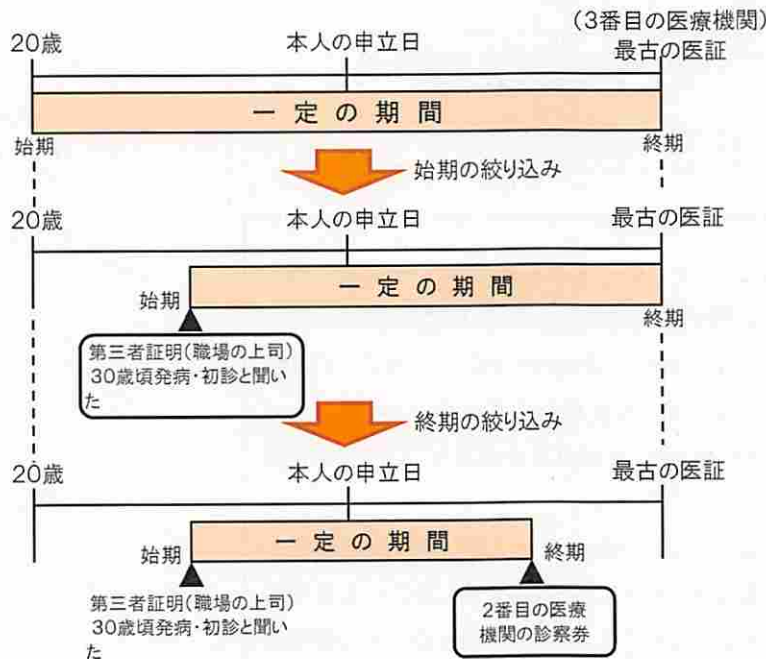
(一定の期間の終期に関する参考資料の例)

- ・請求傷病により受診した事実を証明する資料
 - * 2番目以降に受診した医療機関による受診状況等証明書
- ・請求傷病により公的サービスを受給した時期を明らかにする資料
 - * 障害者手帳の交付時期に関する資料

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

- ・20歳以降であつて請求傷病により受診していた事実及び時期を明らかにする
第三者証明
- ・請求傷病により医療を受けた時期を明らかにする資料
 - *調剤内容の確認できる調剤薬局の領収書
 - *装具(眼鏡、補聴器等)作成時の異常所見を確認できる資料

(一定の期間の始期・終期の絞り込み例)



(1) 初診日があると確認された一定の期間中、同一制度に継続的に加入していた場合

初診日があると確認された一定の期間が全て厚生年金の加入期間のみであるなど、同一制度の加入期間となっており、かつ、当該期間中のいずれの時点においても納付要件を満たしている場合は、本人申立ての初診日を認めることができる。

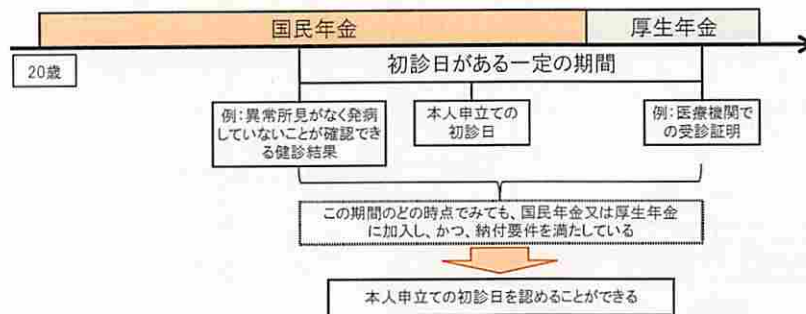
なお、一定の期間の全てが20歳前の未加入期間のみである場合又は60歳以上65歳未満の未加入期間(待機期間)のみである場合については、同一制度の加入期間となっているものとして取り扱う。その際、20歳前の未加入期間については、保険料納付要件を考慮する必要はない。

(2) 初診日があると確認された一定の期間中、異なる制度に継続的に加入していた場合

初診日があると確認された一定の期間が、厚生年金の加入期間、国民年金の加入期間、共済組合等の加入期間、20歳前の未加入期間又は60歳以上65歳

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

未満の未加入期間(待機期間)の混在であり、かつ、当該期間中のいずれの時点においても納付要件を満たしている場合は、本人申立ての初診日を認めることができる。(本人申立ての初診日が厚生年金の加入期間である場合は取扱いが異なる。)



・「当該期間中のいずれの時点においても納付要件を満たしている場合」とは、初診日がある一定の期間中のいずれの時点においても納付要件を満たしていることを確認する必要がある。なお、3分の2要件だけでなく、直近1年要件や旧法障害厚生年金の納付要件(厚生年金保険の加入期間が6月以上であること等)など、該当する時期に応じた納付要件を満たしていることを確認する必要がある。

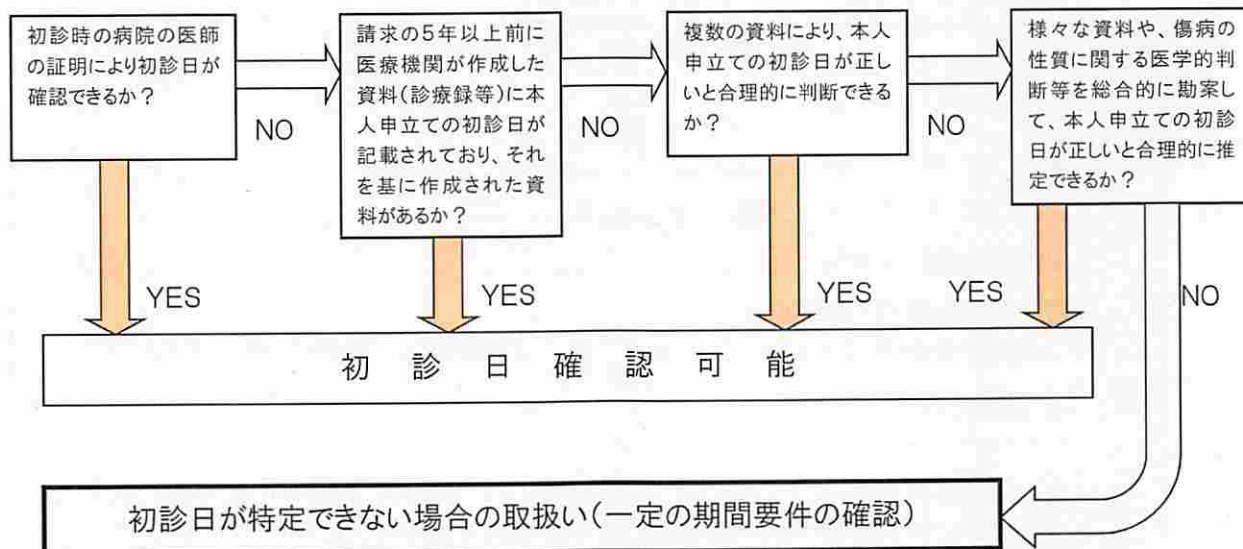
・初診日があると確認された一定の期間に、昭和61年3月以前に被用者年金の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間や、海外在住期間などの国民年金未加入期間が含まれる場合は、請求者が申し立てた初診日を認めることはできない。

○ 日付が特定できない初診日の取扱い

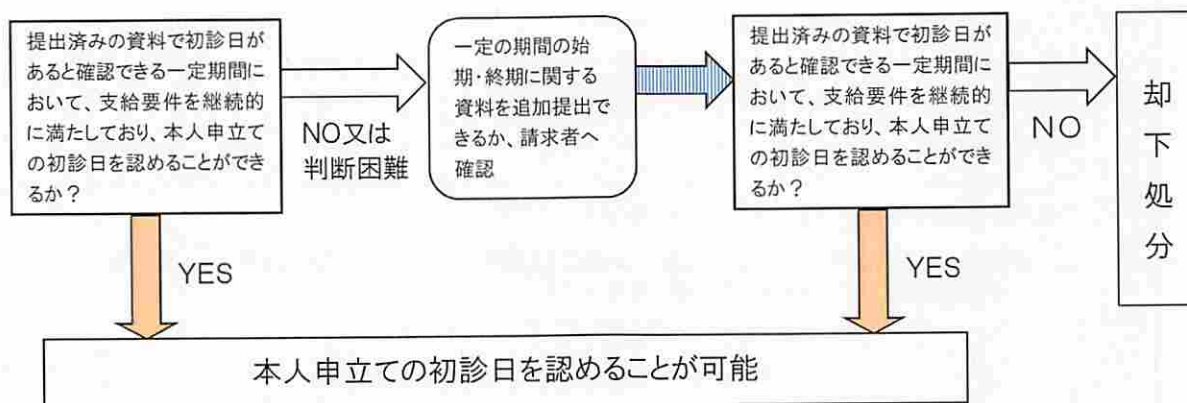
資料により初診日のある年月までは特定できるが、日付が特定できない場合は、当該月の末日を初診日とする。(当該月に異なる制度に加入していた場合を除く)

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

初診日証明の審査フロー



一定の期間要件の確認フロー



第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

【受診状況等証明書】(1/2)

年金等の請求用

障害年金等の請求を行うとき、その障害の原因又は誘因となった傷病で初めて受診した医療機関の初診日を明らかにする必要があります。そのために使用する証明書です。

受診状況等証明書

① 氏 名 _____

② 傷 病 名 _____

③ 発 病 年 月 日 昭和・平成 年 月 日

④ 傷病の原因又は誘因 _____

⑤ 発病から初診までの経過

前医からの紹介状はありますか。 → 有 無 (有の場合はコピーの添付をお願いします。)

.....

※診療録に前医受診の記載がある場合 1 初診時の診療録より記載したものです。
右の該当する番号に○印をつけてください 2 昭和・平成 年 月 日の診療録より記載したものです。

⑥ 初診年月日 昭和・平成 年 月 日

⑦ 終診年月日 昭和・平成 年 月 日

⑧ 終診時の転帰 (治癒・転医・中止)

⑨ 初診から終診までの治療内容及び経過の概要

.....

⑩ 次の該当する番号(1~4)に○印をつけてください。

複数に○をつけた場合は、それぞれに基づく記載内容の範囲がわかるように余白に記載してください。

- 上記の記載は 1 診療録より記載したものです。
2 受診受付簿、入院記録より記載したものです。
3 その他 () より記載したものです。
4 昭和・平成 年 月 日の本人の申し立てによるものです。

(提出先) 日本年金機構

(裏面もご覧ください。)

⑪ 平成 年 月 日

医療機関名

診療担当科名

所在地

医師氏名

印

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

【受診状況等証明書】(2/2)

年金等の請求用

記入する際のお願い

- 1 「② 傷病名」の欄は、障害の原因又は誘因となった傷病について記入してください。
- 2 「③ 発病年月日」の欄は、傷病が発病したと考えられる年月日を記入してください。特定できない場合は、「不明」または「不詳」と記入してください。
- 3 「④ 傷病の原因又は誘因」の欄は、傷病の原因又は誘因が特定できない場合、「不明」または「不詳」と記入してください。
- 4 「⑤ 発病から初診までの経過」の欄は、発病から初診までの経過と併せて、診療録から前医を受診していたことが確認できる場合は、前医の医療機関名、受診期間、診療内容等も記入してください。
また、前医受診に関する記載をした場合は、いつの診療録から記載したものかを記入してください。
なお、前医からの紹介状が保管されている場合は、そのコピーの添付をお願いします。
- 5 「⑥ 初診年月日」、「⑦ 終診年月日」の欄は、「② 傷病名」に複数の傷病を記載した場合、それぞれの傷病に番号を付記していただき、傷病ごとの初診年月日と終診年月日がわかるように記入してください。
- 6 「⑩」の欄は、複数の番号に○印をつけた場合、どの部分がどの記載根拠によるものかわかるように余白に記入してください。
なお、「4 昭和・平成 年 月 日の本人の申し立てによるものです。」のみに○印を付けた場合は、初診日の証明となりませんので注意してください。
- 7 「⑪」の欄は、医師氏名の印鑑の押印もれがないようにお願いします。
- 8 この証明書に記載した内容を訂正する場合は、訂正箇所に医師の訂正印を押印してください。

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

【受診状況等証明書が添付できない申立書】(1/2)

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">年金等の請求用</div>												
<p>受診状況等証明書が添付できない申立書</p>												
傷病名 _____ 医療機関名 _____ 医療機関の所在地 _____ 受診期間 昭和・平成 年 月 日 ~ 昭和・平成 年 月 日												
<p>上記医療機関の受診状況等証明書が添付できない理由をどのように確認しましたか。 次の<添付できない理由>と<確認方法>の該当する□に✓をつけ、<確認年月日>に確認した日付を記入してください。 その他の□に✓をつけた場合は、具体的な添付できない理由や確認方法も記入してください。</p>												
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><添付できない理由></td> <td style="width: 50%; border: none;"><確認年月日> 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> カルテ等の診療録が残っていないため <input type="checkbox"/> 廃業しているため <input type="checkbox"/> その他 _____ </td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><確認方法></td> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> その他 (_____) </td> </tr> </table>	<添付できない理由>	<確認年月日> 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> カルテ等の診療録が残っていないため <input type="checkbox"/> 廃業しているため <input type="checkbox"/> その他 _____		<確認方法>	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> その他 (_____)						
<添付できない理由>	<確認年月日> 平成 年 月 日											
<input type="checkbox"/> カルテ等の診療録が残っていないため <input type="checkbox"/> 廃業しているため <input type="checkbox"/> その他 _____												
<確認方法>	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> その他 (_____)											
<p>上記医療機関の受診状況などが確認できる参考資料をお持ちですか。 お持ちの場合は、次の該当するものすべての□に✓をつけて、そのコピーを添付してください。 お持ちでない場合は、「添付できる参考資料は何もない」の□に✓をつけてください。</p>												
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳 </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <input type="checkbox"/> お薬手帳・糖尿病手帳・領収書・診察券 (可能な限り診察日や診療科が分かるもの) </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の申請時の診断書 </td> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 小学校・中学校等の健康診断の記録や 成績通知表 </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 生命保険・損害保険・ 労災保険の給付申請時の診断書 </td> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 盲学校・ろう学校の在学証明・卒業証書 </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 事業所等の健康診断の記録 </td> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 第三者証明 </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 </td> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> その他 (_____) </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 健康保険の給付記録(レセプトも含む) </td> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 添付できる参考資料は何もない </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳	<input type="checkbox"/> お薬手帳・糖尿病手帳・領収書・診察券 (可能な限り診察日や診療科が分かるもの)	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の申請時の診断書	<input type="checkbox"/> 小学校・中学校等の健康診断の記録や 成績通知表	<input type="checkbox"/> 生命保険・損害保険・ 労災保険の給付申請時の診断書	<input type="checkbox"/> 盲学校・ろう学校の在学証明・卒業証書	<input type="checkbox"/> 事業所等の健康診断の記録	<input type="checkbox"/> 第三者証明	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳	<input type="checkbox"/> その他 (_____)	<input type="checkbox"/> 健康保険の給付記録(レセプトも含む)	<input type="checkbox"/> 添付できる参考資料は何もない
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳	<input type="checkbox"/> お薬手帳・糖尿病手帳・領収書・診察券 (可能な限り診察日や診療科が分かるもの)											
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の申請時の診断書	<input type="checkbox"/> 小学校・中学校等の健康診断の記録や 成績通知表											
<input type="checkbox"/> 生命保険・損害保険・ 労災保険の給付申請時の診断書	<input type="checkbox"/> 盲学校・ろう学校の在学証明・卒業証書											
<input type="checkbox"/> 事業所等の健康診断の記録	<input type="checkbox"/> 第三者証明											
<input type="checkbox"/> 母子健康手帳	<input type="checkbox"/> その他 (_____)											
<input type="checkbox"/> 健康保険の給付記録(レセプトも含む)	<input type="checkbox"/> 添付できる参考資料は何もない											
上記のとおり相違ないことを申し立てます。 平成 年 月 日 請求者 住所 _____ 氏名 _____ ※本人自らが署名する場合 印 押印は不要です。												
代筆者氏名 _____ 請求者との続柄 _____ (提出先) 日本年金機構 (裏面もご覧ください。)												

【受診状況等証明書が添付できない申立書】(2/2)

年金等の請求用

障害年金等の請求を行うとき、その障害の原因又は誘因となった傷病の初診日を明らかにすることが必要とされます。一番古い受診歴のある医療機関の「受診状況等証明書」が添付できない場合は、その旨の申立、及び、医療保険の給付にかかる記録などの初診日を確認できる書類を添付いただくことが必要です。この書類はそのために使用する申立書です。

記入する際のお願い

- 1 「傷病名」の欄は、医療機関で診断された病名(〇〇病、△△症など)を記入してください。
- 2 「医療機関名」の欄は、医療機関の名称(〇〇病院、△△クリニックなど)を記入してください。
- 3 「医療機関の所在地」の欄は、医療機関の所在地(〇〇市△△町1-1など)を記入してください。
- 4 「受診期間」の欄は、受診していた期間を記入してください。記憶があいまいな場合は、次の(例)のように記入しても構いません。

(例)平成5年4月頃～平成5年10月頃、昭和61年春頃～昭和62年夏頃 など

- 5 細線で囲まれた欄は、質問をお読みいただき、その枠内の該当する□に✓をつけてください。
- 6 申立書の下欄にある「平成 年 月 日」の欄は、この申立書を作成した日付を記入してください。
- 7 「住所」と「氏名」の欄は、請求する方の住所と氏名を記入してください。
- 8 この申立書を代筆した場合は、代筆した方の氏名を「代筆者氏名」に記入し、請求する方からみた続柄を「請求者との続柄」の欄に記入してください。

<参考資料の確認先>

身体障害者手帳等の申請時の診断書

⇒ 診断書等を提出した市区町村の障害福祉の窓口(障害福祉課、高齢障害福祉課など)

生命保険・損害保険・労災保険の給付申請時の診断書

⇒ 診断書等を提出した生命保険会社、損害保険会社、労働基準監督署

事業所等の健康診断の記録

⇒ 当時勤務していた事業所や健康診断を受けた医療機関

健康保険の給付記録(レセプトも含む)

⇒ 当時加入していた健康保険組合や全国健康保険協会(協会けんぽ)

<参考資料のその他に該当する例>

- ・交通事故証明
- ・インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー(診療や治療経過を要約したもの)
- ・次の受診医療機関への紹介状
- ・電子カルテ等の記録(氏名・日付・傷病名・診療科等が印刷されたもの)
- ・交通事故や労災事故などのことが掲載されている新聞記事

第2章 年金請求書(国民年金障害基礎年金)【様式107号】

【障害年金の初診日に関する調査票 (先天性障害(網膜色素変性症等):眼用)】

障害年金の初診日に関する調査票【先天性障害(網膜色素変性症等):眼用】

本調査票は、初診日を審査する際の資料となるものです。

◎ 次のことにお答えください。

1. 眼の疾患について、幼児期に家族から又は学校の健康診断等で、何かいわれて医療機関に行ったことがありますか。

いわれたことはない

昭和・平成 年 月 日頃受診した(受診医療機関名)

2. 該当する項目に✓を記入のうえ、該当日と当時の視力を記載してください。

障害基礎年金請求 20歳時(昭和・平成 年 月 日)における視力

障害厚生年金請求 厚生年金資格取得時(昭和・平成 年 月 日)における視力

右眼 裸眼() 矯正()

左眼 裸眼() 矯正()

3. 視力が落ちてきたことにいつごろ気づかれましたか。

昭和・平成 年 月 日頃

4. あなたの視力の経過について、記入してください。

※中学校卒業から数年単位でわかる範囲で記入してください。

経 過	右 眼		左 眼	
	裸 眼	矯 正	裸 眼	矯 正
中学校卒業時				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				
昭和・平成 年 月				

上記のとおり回答します。

平成 年 月 日

住所

報告者

氏名

印 (続柄)

※ ご回答ありがとうございました。

回答内容を審査した結果、照会することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※ ご記入いただいた個人情報、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱われます。